札幌圏都市計画地区計画の変更(札幌市決定)

【決定番号第 30 号】

決定 昭和63年12月20日(告示第1063号)

変更 平成5年6月25日(告示第 496号)

平成8年3月29日(告示第 290号)

平成11年8月11日(告示第 809号)

平成18年3月31日(告示第 539号)

都市計画前田西地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名称	前田西地区地区計画
位置	札幌市手稲区前田7条14~15丁目の各一部、 8条14丁目の一部、8条15丁目、 9条14丁目の一部、9条15~16丁目、 10条14~16丁目の各一部、 手稲前田の一部
区域	計画図表示のとおり
面 積	3 2 . 5 ha
地区計画の目標	当地区は、都心部から北西約12kmに位置し、新川、前田森林公園や北海道工業大学などが隣接する自然環境に恵まれた地区であり、組合施行の土地区画整理事業が行われたところである。 そこで、本計画では、当該土地区画整理事業の事業効果の維持・増進を図り、事業後に予想される建築物の用途の混在や敷地の細分化などによる居住環境の悪化を未然に防止し、緑豊かでうるおいのある良好な住宅市街地の形成を図ることを目標とする。
区域の整備・開発及び保全に関する方針地針	当該土地区画整理事業の土地利用計画を基本としつつ、当地区を次の4地区に細区分し、それぞれの地区にふさわしい合理的な土地利用を図る。 1 低層専用住宅地区 関静で落着きのある住宅市街地が形成されるよう、戸建の専用住宅を主体とした地区とする。 2 低層一般住宅地区 専用住宅のほかに小規模な店舗・事務所を兼ねる住宅等が立地でき、かつ、隣接する低層専用住宅地区と調和のとれた居住環境の形成が図られる地区とする。 3 低層一般住宅A地区 地区内の住民の利便性に配慮し、住宅のほかに小規模な店舗等も立地できる地区とする。 4 利便施設地区 都市計画道路「前田中央通」に面する街区であり、かつ、低層住宅地にも接していることから、地区内の住民の利便性の確保が図られるよう、日用品の販売を主たる目的とする店舗や事務所等が立地する地区とする。
地区施設の 整備の方針	

 $\overline{\mathsf{X}}$ 域 **ത** 整 備 開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針

建築物等の 整備の方針

地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。

- 1 住宅市街地としての環境の保全と商業その他の業務機能の増進が図られるよう、それぞれの地区の土地利用にふさわしい「建築物の用途の制限」を行う。
- 2 利便施設地区にあっては、周辺住宅地との調和や商業業務等に必要な空地の確保 を図るため、「建築物の建ペい率の最高限度」を定める。
- 3 北国としての良好な住環境の形成に必要な敷地を確保するため、また、健全な商業業務等の機能の確保を図るため、「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。
- 4 うるおいとゆとりのあるまちなみを形成するため、敷地の道路に面する部分には 生け垣、樹木等の植栽による緑化が図られるよう、また、商業業務地にあっては、 買物等の駐車スペースを確保するため、「建築物の壁面の位置の制限」を定める。
- 5 「建築物等の形態又は意匠の制限」として、落雪・たい雪のスペースを確保し、 快適な冬の生活環境の確保が図られるよう、屋根の形態の制限を定め、また、低層 専用住宅地区にあっては、閑静なまちなみにふさわしい景観の形成が図られるよう、 広告・看板類の制限を行う。
- 6 宅地の緑化推進の効果を高め、緑を通じてへい越しに会話のできる開かれた明るいまちとするため、低層専用住宅地区、低層一般住宅地区及び低層一般住宅A地区にあっては、「垣又はさくの構造の制限」として、へいの高さの制限を行う。

2 地区整備計画

	名	称	前田西地区			
	区 域 計画図表示のとおり					
	面積		23.7 ha			
3			低層専用住宅地区	低層一般住宅地区	低層一般住宅A地区	利 便 施 設 地 区
築物等に関する事項	四 区分		1 5 . 0 ha	6 . 1 ha	1 . 4 ha	1 . 2 ha
	- 建築 の制 -	製物の用途 ・	次の各号に掲げる建築物(第1号から第5号までの2以上に該当するものを除く。)及びこれに附属する建築物以外の建築物は、建築してはならない。 住宅(3戸以上の長屋を除く。次号において同じ。) 住宅で、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する用途を兼ねるもの又は出力の合計が0.75kW以下の原動機を使用する美術品若しくは工芸品を製作するためのアトリエ若しくは工芸品を製作するためのアトリエ若しくは工芸品を製作するためのアトリエ若しくは工芸品を製作するためのアトリエ若しくは工芸品を製作するためのアトリエ若しくは工芸品を製作するためのアトリエ若しくは工芸品を製作するためのアトリエ若しくは工芸品を製作するためのアトリエ若しくは工芸の用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が、50㎡を超えるも及び当該建築物の延べ面積の2分の1以上のものを除く。)前2号からなる2戸の長屋共同住宅(3戸以上のものを除く。)幼稚園、保育所又は集会所(これらに管理用住宅を併設するものを含む。)			次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 住宅(建築物の一部を住宅の用途に供するもの及び長屋を除く。) 店舗、事務所その他これらに類する用途に供する建築物のうち、建築基準法施行令第130条の3第1号、第7号及び第130条の5の3各号列記以外の用途に供するもの
		換物の建べ 図の最高限				1 0分の5

ယ

I	\
	_

建築物等に		低層専用住宅地区	低層一般住宅地区	低層一般住宅A地区	利 便 施 設 地 区
	建築物の敷地 面積の最低限 度	1 8 0 m²	1 8 0 m²	1 8 0 m²	1 8 0 m²
関する事項	建築物の壁面の位置の制限	道路境界線(隅切部分を除く。)から建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面までの距離の最低限度は1.5mとする。ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合には、この限りでない。 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下であること。 外壁等の中心線の長さの合計が4m以下であること。	1 3戸以上の長屋、3戸以上の共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面の敷地境界線からの距離の最低限度は、道路境界線(隅切部分を除く。)からの距離にあっては3m、隣地境界線からの距離にあっては2mとする。ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合には、この限りでない。車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下であること。 外壁等の中心線の長さの合計が4m以下であること。 外壁等の中心線の長さの合計が4m以下であること。	道路境界線(隅切部分を除く。)から建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面までの距離の最低限度は1.5mとする。ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合には、この限りでない。 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下であること。 外壁等の中心線の長さの合計が4m以下であること。	道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面までの距離の最低限度は2mとする。ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合には、道路境界線から外壁等の面までの距離の最低限度は1mとする。 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下であること。 外壁等の中心線の長さの合計が4m以下であること。
	建築物等の形 態又は意匠の 制限	1 建築物の屋根は、敷地の道路側に屋根からの落雪及びたい雪に必要な空地を有する場合を除き、道路側に傾斜する形態としてはならない。 2 自己の用に供する広告物(札幌市屋外広告物条例(平成10年条例第43号)第11条第2項第1号に規定する自家用広告物をいう。)のうち、次のいずれかに該当す	建築物の屋根は、敷地の道路側に屋根からの落雪及びたい雪に必要な空地を有する場合を除き、道路側に傾斜する形態としてはならない。	建築物の屋根は、敷地の道路側に屋根からの落雪及びたい雪に必要な空地を有する場合を除き、道路側に傾斜する形態としてはならない。	建築物の屋根は、敷地の道路側に屋根からの落雪及びたい雪に必要な空地を有する場合を除き、道路側に傾斜する形態としてはならない。

建		低層専用住宅地区	低層一般住宅地区	低層一般住宅A地区	利 便 施 設 地 区
祭物等に関する事項	建築物等の形態 態又は意匠の 制限 ・	るものは建築物に表示し、又は築造設置してはならない。 独立して築造設置する広告塔、広告板類(突出し広告、三角柱広告、立看板などを含む。)で次のアから工までのいずれかに該当するものア高さ(脚長を含む。)が3mを超えるものイー辺(脚長を除く。)の長さが1.2mを超えるものウ表示面積(表示面が2以上のときは、その合計)が1㎡を超えるものエ刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なうもの建築物に表示する広告、看板類で前号イから工までのいずれかに該当するもの			
	垣又はさくの 構造の制限	へいの高さは1.2m以下とする。ただし、 生け垣はこの限りでない	へいの高さは 1.2m以下とする。 ただし、 生け垣はこの限りでない。	へいの高さは1.2m以下とする。ただし、 生け垣はこの限りでない。	
	備 考 用語の定義及び面積、高さ等の算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。				

理 由

用途地域等の見直しに伴い、区域内の用途地域が変更となることから、新用途地域指定の趣旨をふまえつつ地区の特性を生かした土地利用の誘導を図るため、地区の区分を変更し、併せて所要の規定 整理を行い、良好な市街地が形成されるよう地区計画を変更するものである。